

# 資料名：総合戦略策定委員会設置要綱

## 平戸市総合戦略策定委員会設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日告示第 60 号の 3

(設置)

第 1 条 本市の人口の現状と将来の展望を示した平戸市人口ビジョン及び人口動向や産業実態等を踏まえ、本市の創生に向けた施策の基本的方向と具体的施策をまとめた平戸市総合戦略を策定するに当たり、広く関係団体等の意見を聴くため、平戸市総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 平戸市人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 平戸市総合戦略の策定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業団体、官公庁、教育機関、金融機関、労働団体、マスメディア及び市民団体から推薦のあった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平戸市総合戦略を策定するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれ

## 資料名：総合戦略策定委員会設置要綱

を定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。